

排水設備指定工事店指定申請に係る提出書類チェックリスト



2025.4.1

※申請書提出時に口に✓を記入し提出してください。

必要書類 共通	留意事項	✓欄
排水設備指定工事店指定申請書 様式第1号	事項の記入、押印(印鑑登録証明書の印と同じもの)	☐
所有設備機材調書(重機は特定自主検査証の写しを添付)と各機材の写真	所有する設備機材・保管場所内が判るように撮影してください。	☐
従業員名簿	氏名、役職、職種、雇用年月を記載すること	☐
専属責任技術者名簿	専属する責任技術者の氏名及び登録番号を記載すること	☐
下水道排水設備工事責任技術者証の写し	写真並びに内容が鮮明であり、登録期限内のもの	☐
営業所の平面図及び写真(外観と内部の最低2枚)並びに付近見取図(住宅地図使用)	・地図はインターネットから印刷されたものでも可 ・写真は事業所の看板や名称等が判るように撮影してください。事務机、電話、パソコン、書類棚等の設置が判り、1室を構えていることが判るように撮影してください。写真はパソコンで紙印刷されたものでも可	☐
その他町長が必要と認める書類		☐

「共通」に加え、事業の区別（法人または個人）により以下の書類が必要となります。

法人の場合	留意事項	
定款又は寄附行為の写し		☐
登記簿謄本(履歴全部事項証明書)	3カ月以内に発行されたもの(複写不可)	☐
法人の印鑑登録証明書	3カ月以内に発行されたもの(複写不可)	☐
納税証明書(法人市町村民税)	・3カ月以内に発行されたもの(複写不可) ・直前1年間の「法人市町村民税」の記載があるもの	☐
雇用関係を証する書類 ※ 責任技術者が従業員の場合は雇用関係が客観的に証明できる証書の写しを添付してください。 ※ 指定工事店の代表者及び登記事項証明書に記載されている役員の場合には、雇用関係を証する書類は必要ありません。	・雇用契約書 ・労働条件通知書 ・労働保険等資格取得届(資格取得日の記載、担当行政庁の受領印のあるもの) ・健康保険証(事業所名称の記載のあるもの) ・辞令書(事業所名称、職責及び期日の記載のあるもの) のうちいずれかすべて3カ月以内に発行されたもの	☐
代表者の住民票	3カ月以内に発行されたもの(複写不可)	☐
代表者の経歴書	学歴・勤務歴等を記載すること。	☐
代表者の身分証明書	・本籍地のある自治体窓口にて取得可能 ・本籍地が富士河口湖町の方は庁舎1F住民課窓口にて取得可能。町では本人以外は委任状が必要	☐

個人の場合	留意事項	
住民票	3カ月以内に発行されたもの(複写不可)	☐
印鑑登録証明書	3カ月以内に発行されたもの(複写不可)	☐
身分証明書	・本籍地のある自治体窓口にて取得可能 ・本籍地が富士河口湖町の方は庁舎1F住民課窓口にて取得可能。町では本人以外は委任状が必要	☐
納税証明書(市町村民税)	・3カ月以内に発行されたもの(複写不可) ・直前1年間の「市町村民税」の記載があるもの	☐
雇用関係を証する書類 ※責任技術者が従業員の場合は雇用関係が客観的に証明できる証書の写しを添付してください。 ※ 指定工事店の代表者及び登記事項証明書に記載されている役員の場合には、雇用関係を証する書類は必要ありません。	・住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用または納税義務者用) のうちいずれか 3カ月以内に発行されたもの	☐
経歴書	履歴書または経歴書 学歴・勤務歴等を記載すること。	☐

指定期間を更新される場合 上記に加え以下が必要となります。

継続の場合	
旧・指定工事店証	☐

更新しない場合		
排水設備指定工事店異動届 様式第4号	再び指定工事店指定を受ける場合には新規登録扱い(100,000円)となりますのでご注意ください。	☐
旧・指定工事店証	返還となります。	☐

富士河口湖町水道課

各種様式は以下の方法から取得できます。

- ① 富士河口湖町公式ホームページ ⇒ 組織(ページ内上段) ⇒ 水道課 ⇒ 【下水道】排水設備指定工事店について⇒ 指定工事店向け情報
- ② 検索エンジンにて「富士河口湖町 排水設備指定工事店」を検索 ⇒ 【下水道】排水設備指定工事店について⇒ 指定工事店向け情報
- ③ 窓口にて様式を配布 ※可能な限り上記①②の方法をお願いしております。

水道課 メモ欄 ※こちらには記入しないでください。